

兵庫ゆかりの地を巡る「観光×特産品」誘客キャンペーン業務委託企画提案コンペ仕様書

1 業務名

兵庫ゆかりの地を巡る「観光×特産品」誘客キャンペーン業務

2 目的

2023年の兵庫デスティネーションキャンペーン及び2025大阪・関西万博により、兵庫県への注目が集まることを好機と捉え、首都圏在住者に、本県の歴史や文化に関する魅力を発信することで、本県への誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

※ ただし、繰越予算の議決後に、委託期間を令和5年9月末までに変更予定

4 業務内容

(1) 特産品販売・県観光のPR

首都圏ターミナル駅周辺にある、地域の特産品等の取扱い店舗を観光情報発信拠点として活用し、兵庫の多彩な風土、歴史、文化を体現する特産品の販売及び観光PRを実施することで、本県への関心を高め、誘客を促進する。

ア 期間 令和5年6月から1か月程度

イ 場所 首都圏ターミナル駅周辺にある地域の特産品等の取扱い店舗

ウ 商品数 30品程度

エ 内容

(ア) 参加事業者との事前面談を踏まえた商品選定

(イ) 参加事業者との販売に向けた調整

(ウ) 兵庫県特産品販売・観光PRコーナーの設置及び運営

a 特産品販売コーナーには適切な数の販売員を配置し、来店客に商品の歴史・背景を含めた説明を実施。また、販売イベント用PR資材（POPやポスター等）を作成。

b 特産品販売コーナーと隣接して、観光PRコーナーを設置し、県等が提供するPR資材（動画・パンフレット等）を積極的に発信

(エ) 兵庫県特産品購入者等へのアンケートの実施

(オ) 集客効果を高めるためのSNS等による積極的な情報発信

(2) デジタルスタンプラリー

首都圏にある兵庫ゆかりの名所を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、「兵庫テロワール旅」のコンセプト浸透と本県への誘客を促進する。なお、事業効果を高めるため、参加者向けプレゼント企画や、公共交通機関との連携も行う。

「兵庫テロワール旅」

- ・旅の本物志向化やSDGs等の世界潮流も踏まえ、兵庫各地の「食」や「体験」を、これらを育んだ歴史や風土等を知った上で体験する旅スタイル
- ・2023年7～9月にJR全国6社と連携して実施する、国内最大規模の観光キャンペーンである「兵庫デスティネーションキャンペーン」のテーマ

- ア 期間 令和5年6月から3週間程度
 イ 場所 兵庫ゆかりの名所(3～5か所)、テスト販売店舗((1)と同じ場所)
 (兵庫ゆかりの名所例)

名所	住所
講道館	東京都文京区春日 1-16-30
松方コレクション(国立西洋美術館)	東京都台東区上野公園 7-7
赤木正雄像(砂防会館)	東京都千代田区平河町 2-7-4
春日局の墓(麟祥院)	東京都文京区湯島 4-1-8
赤穂浪士の潜伏場所	東京都中央区日本橋石町他

※最終的な実施場所については、県と協議の上で決定

- ウ 実施方法 QRコードやスマートフォンGPS機能を用いた非接触型のデジタルスタンプラリー

エ 内容

- (ア) デジタルスタンプラリー運営事務局の設置及び運営
- 事業実施に向けた、県・公共交通機関等関係者との調整
 - 兵庫ゆかりの名所の調査及びイベント参加に係る交渉
 - 専用サイト(応募フォーム含む)の作成・運用
 - 参加者向けプレゼント企画の実施(プレゼント調達・管理、当選者への発送、参加賞の店頭での配布等)
- ※プレゼントは、①参加者の中から抽選による県産特産品、②参加者全員への参加者賞(粗品)の2パターンを用意し、配布は(1)テスト販売・県観光PRと同じ店舗及び郵送にて実施
- 問合せ窓口の設置及び運営
- (イ) イベントの周知活動
- イベントPR資材(ポスター、チラシ等)の作成
 - 連携先の公共交通機関での情報発信
 - SNS等による情報発信

オ 公共交通機関との連携

兵庫ゆかりの名所最寄りの公共交通機関と連携し、広報面を含め事業実施への協力を得る。

5 業務計画書の提出

契約締結後、提案業務の実施方法について県と協議を行い、その内容を踏まえた業務計画書を提出する。業務計画書には、業務の具体的な実施方法やスケジュールを必ず記載すること。

6 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とするが、備品の購入(※)については、特段の事情がない限り認められない。

- 人件費：事業の企画・運営等に従事する者に対する人件費(賃金、社会保険料、労働保険料)
- 宣伝広告費：本事業実施にかかる広告費等の経費(ポスター・チラシ作成費等含む)

- (3) その他事業費：会場設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

※ 新型コロナウイルス感染症対策として必要と認められる経費（飛沫感染防止の亚克力板、パーテーション、立ち位置表示用プレートなど）については、備品の購入も補助対象と認めるが、事前に県と相談すること。

7 実績報告書・成果物の提出

本業務に関わる実績報告書(実施内容、成果、写真等一式)を契約期間満了日までに納品すること。

8 著作権等について

- (1) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- (2) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権については県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用、または加工及び二次利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

9 留意事項

- (1) 県予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。
- (2) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (3) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (4) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (5) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (8) 県と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、県、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない影響により、イベントが中止または延期になり、通常必要とされる努力を持ってしても年度内に実施不可となった場合は、業務の履行部分についてその相当する金額を受託者に支払うものとし、支払い額は県との協議により定めるものとする。
- (11) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (12) 県が認めた場合に限り、別途誓約書等を提出のうえ、業務の一部を再委託することができる。